

道路工事に関する承認基準

道路工事は、道路の構造又は交通機能上の効用を図るため真にやむを得ないもののみ承認するものとする。

(5) 歩道の改装

ア 共通事項

- (7) 交差点角部並びに横断歩道、交通信号機及び道路標識等の設置されている箇所又は設置する計画のある箇所は避けること。ただし、これらの移転又は必要な保護工事を行い得る箇所であつて当該工事を行うこととした申請になっている場合を除く。
- (1) 横断歩道橋の下側又は昇降口から5メートル以内の部分は避けること。
- (9) 歩道内で横断防止柵ガードレール及び駒止の設置されている箇所にあつては、当該施設を撤去しても交通安全に支障が少ないと認められる場合に限る。
- (I) 改装後といえども自動車を駐停車させないこと。
- (4) 乗り入れ部の旧側溝は自動車荷重に耐え得るよう新設または補強すること。
- (カ) 乗り入れ口の数については、ガソリンスタンド、自動車ターミナル、ドライブイン及び倉庫業等車輛の出入りの多い箇所にあつては2箇所まで、その他は1箇所とすること。
- (キ) 車輛の乗り入れ口の幅は、原則として次のとおりとする。
- | | |
|----------------------|---------|
| (a) 乗用車、小型貨物者 | 4.0 m以内 |
| (b) 普通貨物自動車（4 t以下） | 6.0 m以内 |
| (c) 大型貨物自動車（6.5 t以下） | 8.0 m以内 |
- 但し、道路管理者が、特に必要と認められた箇所については、大型車のタイヤ軌跡により決定することができる。
- (ク) 乗り入れ口は、道路に直角に設けることを原則とするが、上記(カ)の場合は、60度以上とすること。
- (ケ) 乗り入れ口を2箇所設ける場合は、乗り入れ口相互の間隔は5.0 m以上とすること。但し、土地、建物の実態からやむを得ない場合はこの限りでない。
- (コ) 歩車道の境界縁石を切り下げるときは、車道面から5センチメートルの高さを残し、境界石の車道側隅角は半径30センチメートルの円弧とし、在来歩道への据付長さは原則として全幅員の放物線または直線をもって据え付けるものとする。
- (サ) 道路交通法第44条各号（停車及び駐車を禁止する場所）及び第45条第1項各号（駐車を禁止する場所）に抵触する箇所については、公安委員会との事前協議を行うこと。ただし、次の各号については、道路管理者が自主的に極力抑制すること。
- (a) 原則として交差点区域内及び交差点から5メートル以内には、設置しないものとする。ただし、取付道路の幅員が狭小（4.5メートル程度以下）で交通量が極めて少ない交差点については、この限りでない。
- (b) 原則として横断歩道（停止線）から5メートル以上の距離をとるものとする。
- (c) バス停留所（標識の設けられている位置）の前後10メートル以内には設置しない。
- (シ) 民地側に自動車を保管する場所がないものは原則として認めないものとする。
- (ス) 道路の見通しが著しく悪い箇所等道路管理上支障があると認められる場合は、承認しないことができる。

(1) 舗装厚表

乗入する車種により下表を適用する。

表1-6 (単位: cm)

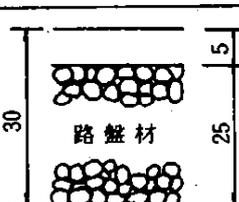
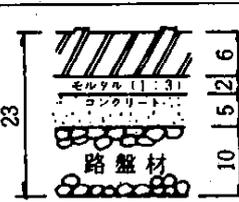
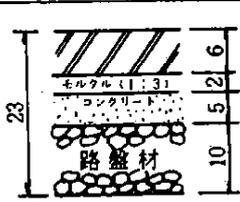
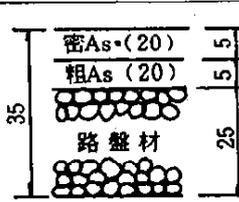
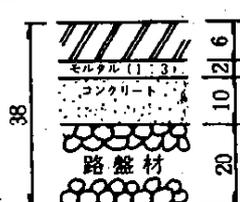
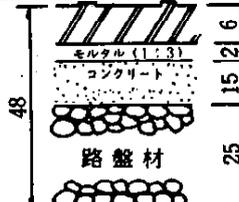
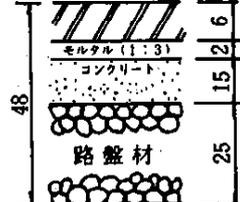
種別	車種	セメント コンクリート舗装		アスファルト舗装			
		コン クリ ート	路盤	密粒度	粗粒度	AS 安定処理	路盤
種	乗用小型 貨物自動車	15	10	5			25
種	普通貨物 自動車	20	20	5	5		25
種	大型及び中型 貨物自動車	25	25	5	10		30

- 注) 1 舗装厚は出入りする車種の最大のものを適用する。
 2 コンクリート舗装の場合、コンクリート舗装要綱によるものとし、生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) 24N/mm^2 以上とする。
 3 アスファルト舗装の場合は「アスファルト舗装要綱」によるものとする。
 4 路床土は良質土を用いるものとする。
 5 路盤材料は粒調碎石又はクラッシュランを用いるものとする。
 6 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は減じないものとする。

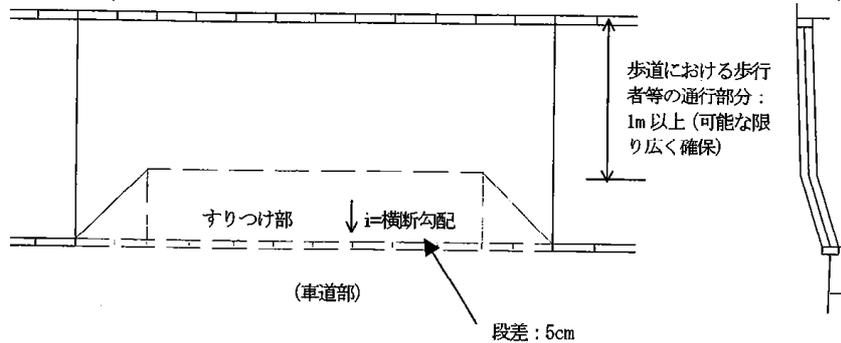
(2) 舗装構成

アスファルト(20)・・・粗骨材の最大粒径
 コンクリート・・・ 24N/mm^2

図1-7 (単位: cm)

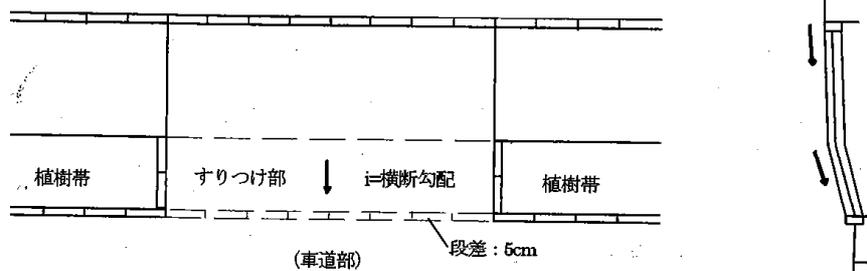
種別	アスファルト舗装	点字ブロック	平板ブロック舗装
乗 入 口	I 		
	II 		
	III 		

参考図2-2 歩道内においてすりつけを行う構造
(歩道面と車道面との高低差が15cmを超える等の場合)



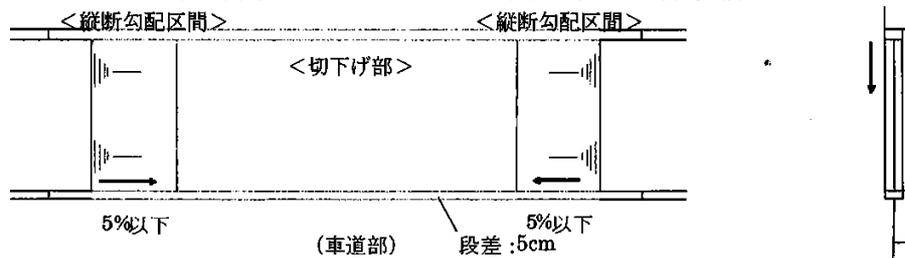
- ・歩道における歩行者等の通行部分は1m以上を確保する。
- ・すりつけ部の勾配は15%以下(特殊縁石を使用する場合は10%以下)とする。
- ・車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行う。

参考図2-3 植樹帯等の幅員を活用してすりつけを行う構造
(植樹帯等の幅員内ですりつけを行う場合)
(民地)



- ・すりつけ部の横断勾配は15%以下とする。ただし、特殊縁石を用いる場合には10%以下とする。
- ・車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行う。

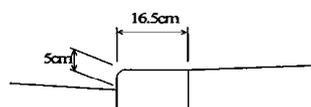
参考図2-4 歩道の全面切下げを行う構造



- ・すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

参考図2-5 車両乗入れ部における縁石の構造

(a)普通縁石



(b)特殊縁石

